

総 説

1. 沿 革

豊島区の保健衛生	主な衛生関係法令
昭和 15. 8. 15 東京市立豊島健康相談所開設 19. 4. 1 東京都立豊島保健所と改称 23. 10. 1 新制度による東京都豊島保健所として発足 28. 5. 20 東京都豊島長崎保健所新設 これに伴い東京都豊島保健所は東京都豊島池袋保健所に改称 40. 4. 1 地方自治法（昭22年法律第67号）の一部改正により、保健所業務の一部が区に移管となる 48. 12. 6 豊島池袋保健所改築 50. 4. 1 地方自治法の一部改正により保健所業務が区に移管され、豊島区池袋保健所、豊島区長崎保健所となる。区に衛生部（管理課、業務課及び両保健所）設置 50. 12. 19 公害健康被害補償法（昭48年法律第111号）に基づく第一種地域に指定 53. 3. 12 衛生部分庁舎完成 53. 3. 31 長崎保健所改築 62. 10. 1 雑司が谷休日診療所新設 63. 3. 1 公害健康被害の補償等に関する法律（昭63年法律第7号）の施行により、地域指定解除 平成 元. 3. 31 池袋保健所増設（精神障害者デイケア室） 2. 3. 31 長崎保健所増設（精神障害者デイケア室） 3. 6. 2 長崎休日診療所・歯科休日応急診療所新設 5. 4. 1 介護相談センター開設 6. 10. 3 池袋保健所“ＡＩＤＳ知ろう館”開設 8. 11. 26 池袋保健所子ども事故予防センター開設 10. 11. 4 新池袋保健所移転竣工（平成10年12月28日開設） 10. 12. 28 豊島健康診査センター竣工（「健康プラザとしま」内、平成11年9月1日開設）	昭和 12. 4. 5 旧保健所法（昭12年法律第42号）公布施行 22. 9. 5 保健所法（昭22年法律第101号）施行 23. 1. 1 食品衛生法（昭22年法律第233号）施行 23. 7. 1 予防接種法（昭23年法律第68号）施行 41. 1. 1 母子保健法（昭40年政令第384号）施行 58. 2. 1 老人保健法（昭57年法律第80号）施行 63. 7. 1 精神保健法（昭62年法律第98号）施行 平成 元. 2. 17 後天性免疫不全症候群の予防に関する法律（エイズ予防法）（平成元年第2号）施行 6. 7. 1 地域保健法（昭22年法律第101号）施行（保健所法の改正） 7. 7. 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）（平成7年法律第94号）施行 8. 4. 1 らい予防法廃止 8. 9. 26 母体保護法（平成8年法律第105号）施行（優生保護法の改正）

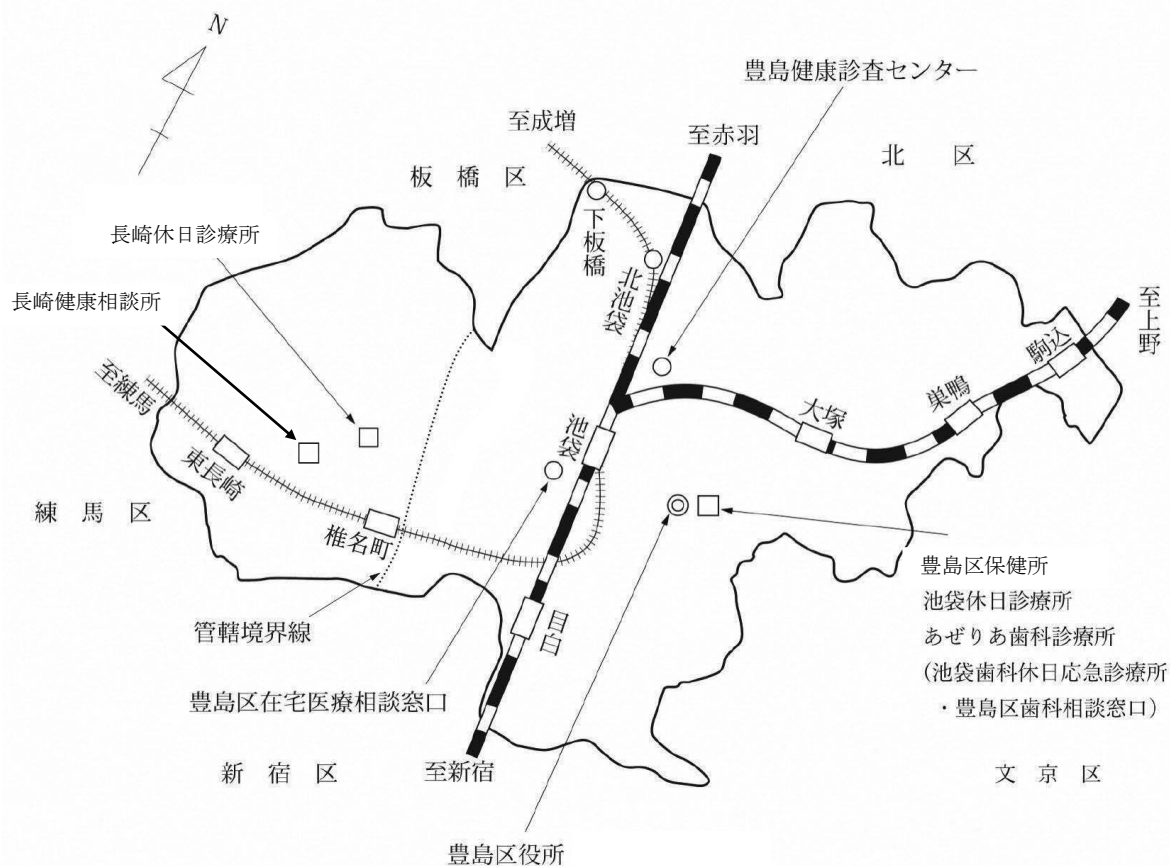
豊島区の保健衛生	主な衛生関係法令
平成	
11. 1. 15 雑司が谷休日診療所と池袋休日診療所を統合、 池袋保健所内に池袋休日診療所として移転開設 歯科休日応急診療所を池袋歯科休日応急診療 所に名称変更し、池袋保健所内に移転開設	平成
11. 4. 1 口腔保健センター開設 (障害者等歯科診療事業開始) 組織改正 (衛生部管理課医薬係→池袋保健所生活 衛生課医薬係)	11. 4. 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関 する法律 (平成10年法律第114号) 施行 (伝染病予防法・性病予防法・エイズ予防法の 統合・改正)
11. 9. 1 豊島健康診査センター開設	
12. 4. 1 組織改正 (衛生部と福祉部が統合し保健福祉部 に、管理課と保健計画課が統合し地域保健課に、 長崎保健所の生活衛生課と衛生検査課を統合し 生活衛生課に名称変更)	12. 4. 1 介護保険法 (平成9年法律第123号) 施行
12. 12. 15 保健福祉部(旧衛生部) 分庁舎改修	
14. 4. 1 組織改正 (池袋保健所と長崎保健所を統合、池袋 保健所に一本化。長崎健康相談所を設置)	
	15. 5. 1 健康増進法 (平成14年法律第103号) 施行 (栄養 改善法廃止)
	17. 7. 15 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の 医療及び観察等に関する法律 (医療観察法) (平 成15年法律第110号) 施行
	17. 7. 15 食育基本法(平成7年政令第235号) 施行
18. 4. 1 事務移管 (共同作業所・小規模通所授産施設・民 間精神障害者通所授産施設建設費・運営費助成・ カフェふれあい運営助成事務を障害者福祉課へ移 管、介護予防事業を介護予防担当課へ移管)	18. 4. 1 障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) 施行
	18. 10. 28 自殺対策基本法 (平成18年法律第85号) 施行
18. 12. 1 池袋保健所内に池袋あうる薬局開設	
19. 4. 1 組織改正 (生活衛生課・健康推進課・長崎健康相 談所において係再編)	19. 4. 1 がん対策基本法 (平成18年法律第98号) 施行 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に 関する法律の一部を改正する法律 (平成18年法律 第106号) 施行(結核予防法廃止、改正法に統合)
20. 4. 1 組織改正 (生活衛生課・健康推進課において係再 編)	20. 4. 1 高齢者の医療の確保に関する法律 (平成18年法 律第83号) 施行 (老人保健法の一部改正)
21. 4. 1 組織改正 (地域保健課・健康推進課において係再 編)	
22. 4. 1 組織改正(がん対策担当課を設置。健康推進課は 栄養係、歯科衛生担当係長を廃止し、健康係に 統合。長崎健康相談所は歯科衛生担当係長を廃止 し、健康係に統合)	22. 1. 1 肝炎対策基本法 (平成21年法律第97号) 施行
23. 4. 1 組織改正 (生活衛生課は衛生検査担当係長を廃止、 健康推進課は栄養係を設置し、衛生検査担当係 長を廃止) 豊島区がん対策推進条例施行	
	23. 8. 10 歯科口腔保健の推進に関する法律 (平成23年法律 第95号) 施行
24. 4. 1 組織改正 (がん対策担当課を地域保健課に統合。 健康推進課に感染症担当係長を設置し、栄養係を 栄養担当係長に名称変更。)	25. 4. 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す るための法律 (平成24年法律第51号) 施行 (障害 者自立支援法名称変更)
25. 4. 1 豊島区歯と口腔の健康づくり推進条例施行	25. 4. 13 新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成24年 法律第31号) 施行

豊島区の保健衛生	主な衛生関係法令
平成 25. 4. 13 豊島区新型インフルエンザ等対策本部条例施行 27. 5. 7 池袋保健所“鬼子母神plus”開設 27. 5. 7 本庁舎移転に伴い、池袋保健所出張窓口（本庁舎4階）開設 27.11.11 池袋保健所健康情報発信スペース“鬼子母神plus”リニューアルオープン 30. 5. 7 長崎健康相談所改築工事に伴う仮移転（長崎3丁目6番24号⇒長崎2丁目27番18号） 30. 6. 15 豊島区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例施行 31. 4. 1 組織新設（地域保健課に移転計画担当係長設置）令和 元.10.15 池袋保健所仮移転（元. 9. 30竣工）（東池袋1丁目20番9号⇒東池袋4丁目42番16号） 2. 4. 7 豊島区新型コロナ対策室開設 3. 1. 15 組織新設（新型コロナウイルスワクチン接種担当課長） 3. 2. 22 組織新設（新型コロナウイルスワクチン接種担当部長） 5. 1. 30 新長崎健康相談所開設（令和4年11月8日竣工） 5. 4. 1 組織改正（保健予防課を設置。感染症担当係長、精神保健担当係長、医務担当係長を健康推進課より移行、予防対策担当係長を設置。健康推進課は小児慢性担当係長を廃止、医療費助成担当係長を設置。） 6. 4. 1 組織改正（保健福祉部が、健康部と福祉部に分割。保健所設置準備担当課を設置。保健所設置準備担当係長を設置。地域保健課は移転準備係長を廃止、災害時医療対策係長を設置。健康推進課と長崎健康相談所に母子継続支援担当係長設置。） 7. 4. 1 組織改正（地域保健課に保健施策推進係長を設置。生活衛生課は生活衛生係長を管理・事業係長に名称変更。保健予防課及び長崎健康相談所は医務係長を医師業務係長に名称変更。） 8. 4. 1 組織改正（地域保健課はがん対策・健康計画係長を廃止。健康づくり支援係長を設置。） 8. 5. 7 池袋保健所から豊島区保健所に改称。豊島区保健所移転（8. 3. 27竣工）。（東池袋4丁目42番16号⇒南池袋2丁目1番1号）	平成 25.12.13 アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）制定 26. 6. 1施行 27. 1. 1 難病の患者に対する医療費等に関する法律（平成26年法律第50号）施行 27. 4. 1 食品表示法（平成25年法律第70号）施行 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律一部施行 27.12.25 アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）施行 28. 4. 1 健康増進法（平成14年法律第103号）第31条権限移譲 30.6. 13 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）公布 30. 6. 15 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）施行 令和 2. 2. 1 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令施行（令和3年2月13日廃止） 2. 4. 1 健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）全面施行 東京都受動喫煙防止条例（平成30年東京都条例第75号）全面施行 3. 2. 13 「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の公布について（施行通知） 4. 6. 1 「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」の施行（犬猫マイクロチップ装着義務化） 5. 5. 8 新型コロナウイルス感染症を「新型インフルエンザ等感染症」から「5 類感染症」に位置づける

- - 【令和7年度の主な取り組み】

7. 4. 1 妊婦のための支援給付事業開始

2. 保健所・健康相談所の位置と管轄区域



豊島区保健所	所在地・電話	〒171-0022 豊島区南池袋2丁目1番1号 地域保健課 03(3987)4203 保健所設置準備担当課 03(4566)4085 生活衛生課 03(3987)4175 保健予防課 03(4566)2231 健康推進課 03(3987)4173
	健康推進課 管轄区域 (9,641km ²)	駒込1～7丁目、巣鴨1～5丁目、西巣鴨1～4丁目、北大塚1～3丁目、 南大塚1～3丁目、上池袋1～4丁目、東池袋1～5丁目、 南池袋1～4丁目、西池袋1～5丁目、池袋1～4丁目、 池袋本町1～4丁目、雑司が谷1～3丁目、高田1～3丁目、 目白1～5丁目
長崎健康相談所	所在地・電話	〒171-0051 豊島区长崎3丁目6番24号 03(3957)1191
	管轄区域 (3,369km ²)	南長崎1～6丁目、長崎1～6丁目、千早1～4丁目、 要町1～3丁目、高松1～3丁目、千川1・2丁目

3. 保健所関係施設の概要

1. 豊島区保健所 豊島区南池袋2-1-1

建物竣工年月日：令和8年3月27日

建物面積	1 階	602.17 m ²	あぜりあ歯科診療所、池袋あうる薬局、駐輪場
	2 階	2,612.26 m ²	池袋休日診療所、わたしメンテラボ、会議室、総合窓口、衛生検査室、男女更衣室、倉庫、診察室、歯科相談室、臨床検査室、X線室、講堂、健康教育室
	3 階	1,443.71 m ²	所長室、事務室、会議室、相談室
	計	4,658.14 m ²	※地下2階、地上52階（うち保健所部分は1～3階）

2. 長崎健康相談所 豊島区長崎3-6-24（豊島区児童相談所・長崎健康相談所複合施設地階1階）

建物竣工年月日：令和4年11月8日

建物面積	地 階	488.85 m ²	倉庫、事務室、更衣室
	1 階	609.09 m ²	講堂、計測室、受付、予診室、診察室、栄養相談室、面談室、心理相談室
	計	1,097.94 m ²	

3. 休日診療所・休日調剤薬局

施設名	電 話	所 在 地	施設床面積	
池袋休日診療所	050(3146)4578	豊島区南池袋2-1-1 （豊島区保健所2階）	診療所 待合室	112.47 m ²
長崎休日診療所	050(3146)4577	豊島区長崎2-27-18 （区民ひろば長崎複合施設1階）	診療所 待合室	115.65 m ²
池袋歯科休日応急診療所	03(5985)5577	豊島区南池袋2-1-1 （豊島区保健所1階 あぜりあ歯科診療所内）	診療所 待合室	264.11 m ²
池袋あうる薬局	03(3984)7540	豊島区南池袋2-1-1 （豊島区保健所1階）	調剤室 待合室	87.33 m ²

4. 組織と分掌事務

令和8年4月1日現在

健康部	地域保健課	管理グループ	予算・決算のまとめ、保健所の連絡調整、条例・規則の立案請求、保健所の維持管理、休日診療所の管理運営、平日準夜間小児初期診療事業、衛生統計、三師会等との連絡調整、健康危機管理の総合調整
		保健施策推進グループ	保健施策の調整、豊島健康診査センターの運営計画関係、がん対策の推進、がん対策推進条例及びがん対策推進計画、がん対策基金、屋内の受動喫煙防止対策、健康プランの進捗管理、地域医療体制の整備
		保健事業グループ	成人保健、人口動態調査、障害者等歯科診療、口腔保健センター関係事務
		公害保健グループ	公害健康被害者の認定更新等事務、補償給付事務、公害保健福祉事業、予防事業、大気汚染による健康障害者医療費助成認定に関する事務、石綿健康被害救済申請事務
		災害時医療対策グループ	災害時医療に関すること
		健康づくり支援グループ	健康づくり支援に関すること、食育事業
	保健所設置準備担当課	保健所設置準備グループ	新保健所設置に関すること、議会・委員会用資料作成、保健所作業部会の運営、移転に伴う三師会との連絡調整、外部業者との連絡調整
	生活衛生課	管理・事業グループ	予算・決算、獣医師会等との連絡調整、狂犬病予防、動物愛護思想の普及・啓発、獣医衛生
		医務・薬事グループ	診療所・歯科診療所・助産所・施術所・歯科技工所・薬局・医療機器等の許可、届出受理、監視指導、毒劇物販売業者等の登録、立入検査、有害物質含有家庭用品の試買検査、診療所等医療施設及び薬局等の不利益処分、医師・看護師・准看護師等免許事務
		環境衛生グループ	旅館・興行場・公衆浴場・理容所・美容所・クリーニング所・墓地等の許可等及び監視指導、特定建築物・水道施設の届出受理及び監視指導、クリーニング師の免許事務、旅館等営業の停止命令、理容所・美容所等の閉鎖命令、特定建築物・水道施設の使用制限命令、住居衛生、水質及び環境等の検査、ねずみ・衛生害虫等の防除
		住宅宿泊対策グループ	住宅宿泊事業の届出受理、監視指導、業務改善、業務停止及び廃止命令
		食品衛生グループ	飲食店・飲食物製造販売等の営業許可及び監視指導、食中毒の予防及び調査、営業停止命令等、食品等の検査
	保健予防課	管理・感染症事務グループ	予算・決算、結核・感染症・エイズ予防に関する事務、先天性風しん抗体検査、新型インフルエンザ等対策事務、光化学スモッグ
		予防接種グループ	予防接種
		感染症保健指導グループ	感染症予防、結核予防、性感染症及びエイズ予防、新型インフルエンザ等対策、放射線検査
		精神保健グループ	精神保健・自殺うつ予防、精神入院同意
		医師業務グループ	保健予防（他課の所管に属するものを除く）、健康危機管理、研修医指導等
池袋保健所	健康推進課	管理・事業グループ	予算・決算、成人保健、健康づくり、母子保健、歯科保健、養育医療費助成
		保健指導グループ	乳幼児・妊産婦・精神・難病・生活習慣病・その他の保健指導及び家庭訪問指導、健康相談、健康教育、
		母子継続支援グループ	妊産婦の保健指導及び要支援妊婦の相談支援
		栄養グループ	栄養相談及び指導、健康教育、栄養指導講習会、給食施設指導、食育推進事業
		支援計画グループ	在宅人工呼吸器使用者の把握、災害時個別支援計画作成
		医療費助成グループ	自立支援・精神・難病・小児慢性特定疾病等の医療助成
		統括保健師グループ	保健師及び保健活動の部署横断的調整（災害時含む）
		健康管理システム標準化グループ	健康管理システム標準化に関すること
	長崎健康相談所	管理・事業グループ	予算・決算、施設管理、成人保健、健康づくり、母子保健、歯科保健、予防接種、光化学スモッグ・養育・育成・精神・難病小児慢性疾病等の医療助成
		保健指導グループ	乳幼児・妊産婦・精神・生活習慣病・その他の保健指導及び家庭訪問指導、健康相談、健康教育
		母子継続支援グループ	妊産婦の保健指導及び要支援妊婦の相談支援
		栄養グループ	栄養相談及び指導、健康教育、栄養指導講習会、給食施設指導、食育推進事業
		医師業務グループ	保健予防、健康増進

5. 職 員 配 置

令和8年4月1日現在 (単位：人)

課別 職種	総数		地域保健課 (保健所設置準備担当 含む)	生活衛生課	保健予防課	健康推進課	長 崎 健康相談所
総 数	134	(18)	33	(1)	21	31	(6)
		3					
		43					
事 務	53	(11)	24	4	10	10	(2)
		1					
		20					
医 師	4	-	1	-	3	-	-
		-					
		-					
衛 生 監 視	29	(1)	-	29	-	-	-
		1					
		4					
検 査 技 術	2	-	-	2	-	-	-
		-					
		-					
診療放射線	1	-	-	-	1	-	-
		-					
		1					
保 健 師	39	(4)	5	-	7	18	(4)
		-					
		3					
栄 養 士	5	(2)	3	-	-	2	-
		1					
		2					
歯科衛生士	1	-	-	-	-	1	-
		-					
		2					
環 境 技 能	-	-	-	-	-	-	-
		-					
		-					
心 理	-	-	-	-	-	-	-
		-					
		-					
福 祉	-	-	-	-	-	-	-
		-					
		1					
業 務	-	-	-	-	-	-	-
		-					
		-					

課別 職種	総数		地域保健課 (保健所設置準備担当 含む)		生活衛生課		保健予防課		健康推進課		長 崎 健康相談所	
助 産 師	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-		-		-		-		-		-
		10		1		-		-		6		3
看 護 師	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-		-		-		-		-		-
		1		1		-		-		-		-
建 築 技 術	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-		-		-		-		-		-
		-		-		-		-		-		-

(注1) 健康部長（事務）及び豊島区保健所長（医師）は地域保健課に含む。

(注2) 各欄上段：（ ）内は兼務職員で外数。中段：再任用で外数。下段：会計年度任用職員で外数。

(注3) 長崎健康相談所長が医師業務係長事務取扱。

(※) 精神保健福祉士。

6. 人口のあらまし

[1] 人口の推移

各年10月1日現在 推計人口（単位：人）

年 次	全 国	東 京 都	豊 島 区
2	123, 398, 962	14, 047, 594	274, 039
3	122, 780, 487	14, 011, 487	299, 108
4	122, 030, 523	14, 040, 732	302, 972
5	121, 193, 394	14, 099, 993	305, 830
6	120, 295, 592	14, 192, 184	309, 136

（注）出典：人口動態統計（確定数の概況）（厚生労働省）、人口動態統計年報（東京都保健医療局）

[2] 町別世帯と人口

(1) 豊島区保健所管内

令和8年1月1日現在 住民基本台帳人口

町 名	世 帯 数	人 口			面 積
		総 数	男	女	
総 数	(世帯) 142, 779	(人) 220, 714	(人) 110, 773	(人) 109, 941	(K m ²) 9. 641
駒 込	10, 400	17, 693	8, 430	9, 263	0. 752
巢 鴨	12, 375	19, 503	9, 479	10, 024	0. 799
西 巢 鴨	8, 383	13, 413	6, 606	6, 807	0. 547
北 大 塚	9, 012	13, 035	6, 421	6, 614	0. 409
南 大 塚	12, 000	17, 780	8, 737	9, 043	0. 607
上 池 袋	11, 184	17, 654	9, 138	8, 516	0. 681
東 池 袋	13, 463	20, 028	10, 421	9, 607	0. 935
南 池 袋	5, 652	8, 443	4, 358	4, 085	0. 748
西 池 袋	11, 896	17, 858	9, 110	8, 748	0. 940
池 袋	14, 686	19, 836	10, 704	9, 132	0. 755
池袋本町	11, 113	17, 839	9, 149	8, 690	0. 636
雑司が谷	5, 864	9, 407	4, 598	4, 809	0. 404
高 田	7, 993	13, 292	6, 611	6, 681	0. 494
目 白	8, 758	14, 933	7, 011	7, 922	0. 934

(2) 長崎健康相談所管内

令和8年1月1日現在 住民基本台帳人口

町 名	世 帯 数	人 口			面 積
		総 数	男	女	
総 数	(世帯) 47, 103	(人) 75, 415	(人) 37, 441	(人) 37, 974	(K m ²) 3. 369
南 長 崎	13, 284	20, 837	10, 350	10, 487	0. 812
長 崎	11, 708	18, 476	9, 218	9, 258	0. 823
千 早	7, 920	12, 876	6, 416	6, 460	0. 640
要 町	6, 441	9, 886	4, 879	5, 007	0. 506
高 松	4, 966	8, 376	4, 186	4, 190	0. 354
千 川	2, 784	4, 964	2, 392	2, 572	0. 234

（注）平成24年7月9日、住民基本台帳法の一部改正、入管法の廃止があり、住民基本台帳人口には外国人の人口を含む。

[3] 外国人の住民数

各年1月1日現在（単位：人）

年 次	総 数	男	女
4	24,200	12,260	11,940
5	28,933	14,877	14,056
6	32,732	16,958	15,774
7	36,360	18,794	17,566
8	38,584	19,672	18,912

令和8年1月1日現在（単位：人）

国 別	登録者数
中国	17,077
ミャンマー	5,504
ネパール	4,180
ベトナム	2,772
韓国	2,461
台湾	1,333
米国	599
フィリピン	515
その他	4,143
合計	38,584

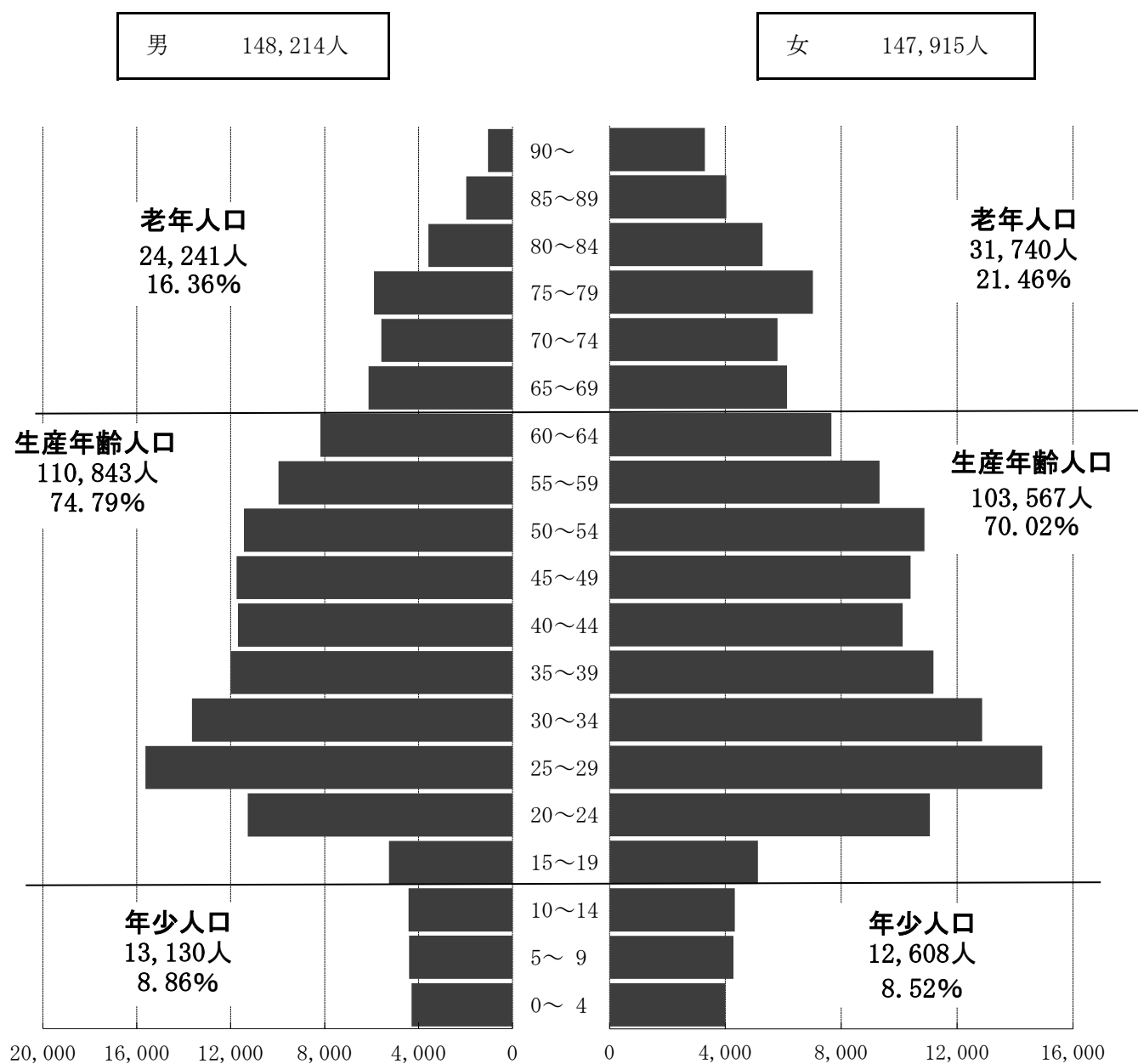
[4] 性・年齢階級別人口

令和8年1月1日現在 住民基本台帳人口（単位：人）

区分 年齢	総 数			豊島区保健所			長崎健康相談所		
	総 数	男	女	総 数	男	女	総 数	男	女
総数	296,129	148,214	147,915	220,714	110,773	109,941	75,415	37,441	37,974
0～4	8,302	4,301	4,001	6,047	3,171	2,876	2,255	1,130	1,125
5～9	8,678	4,401	4,277	6,317	3,158	3,159	2,361	1,243	1,118
10～14	8,758	4,428	4,330	6,504	3,311	3,193	2,254	1,117	1,137
15～19	10,392	5,265	5,127	7,958	4,032	3,926	2,434	1,233	1,201
20～24	22,339	11,276	11,063	17,536	8,841	8,695	4,803	2,435	2,368
25～29	30,575	15,633	14,942	23,210	11,980	11,230	7,365	3,653	3,712
30～34	26,516	13,652	12,864	20,135	10,435	9,700	6,381	3,217	3,164
35～39	23,189	12,004	11,185	17,362	9,064	8,298	5,827	2,940	2,887
40～44	21,816	11,688	10,128	16,181	8,675	7,506	5,635	3,013	2,622
45～49	22,144	11,745	10,399	16,636	8,832	7,804	5,508	2,913	2,595
50～54	22,312	11,439	10,873	16,687	8,539	8,148	5,625	2,900	2,725
55～59	19,284	9,960	9,324	14,199	7,341	6,858	5,085	2,619	2,466
60～64	15,843	8,181	7,662	11,573	5,924	5,649	4,270	2,257	2,013
65～69	12,261	6,133	6,128	9,119	4,560	4,559	3,142	1,573	1,569
70～74	11,384	5,581	5,803	8,418	4,083	4,335	2,966	1,498	1,468
75～79	12,927	5,901	7,026	9,327	4,230	5,097	3,600	1,671	1,929
80～84	8,864	3,584	5,280	6,282	2,541	3,741	2,582	1,043	1,539
85～89	6,003	1,971	4,032	4,133	1,335	2,798	1,870	636	1,234
90～	4,542	1,071	3,471	3,090	721	2,369	1,452	350	1,102
100歳以上 (再掲)	200	23	177	137	14	123	63	9	54
年少人口 (0～14)	25,738 (8.69%)	13,130	12,608	18,868 (8.54%)	9,640	9,228	6,870 (9.10%)	3,490	3,380
生産年齢人口 (15～64)	214,410 (72.40%)	110,843	103,567	161,477 (73.16%)	83,663	77,814	52,933 (70.18%)	27,180	25,753
老年人口 (65～)	55,981 (18.90%)	24,241	31,740	40,369 (18.29%)	17,470	22,899	15,612 (20.70%)	6,771	8,841

(注) () 内は、構成比。また、構成割合の合計は、端数処理の関係上、必ずしも100.0%にならない場合がある。

年齢別（5歳階級）男女別人口構成図（令和8年1月1日現在）



（注）構成割合の合計は、端数処理の関係上、必ずしも100.0%にならない場合がある。

7. 歳入・歳出決算

[1] 歳 入

科 目		予算現額 (千円)	決算額 (千円)	予算現額に比し 増(△)減 (千円)	収入率 (%)
款	項				
	3 年 度	7,031,763	9,460,694	2,428,931	134.5
	4 年 度	6,676,049	6,694,963	18,914	100.3
	5 年 度	3,983,305	2,756,053	△1,227,252	69.2
	6 年 度	1,478,351	1,497,610	△19,259	101.3
	7 年 度	1,455,196	1,451,716	△3,480	99.8
	分担金及び負担金	308,596	285,910	△22,686	92.6
	負 担 金	308,596	285,910	△22,686	92.6
	使用料及び手数料	36,174	39,960	3,786	110.5
	使 用 料	352	242	△110	68.8
	手 数 料	35,822	39,718	3,896	110.9
	国庫支出金	546,847	551,268	4,421	100.8
	国庫負担金	101,291	96,489	△4,802	95.3
	国庫補助金	444,350	454,525	10,175	102.3
	国庫委託金	1,206	254	△952	21.1
	都支出金	346,877	339,427	△7,450	97.9
	都負担金	22,623	9,561	△13,062	42.3
	都補助金	323,596	329,142	5,546	101.7
	都委託金	658	724	66	110.0
	財産収入	5,013	5,013	△0	100.0
	財産運用収入	5,013	5,013	△0	100.0
	寄附金	5	650	645	13,000.0
	寄 附 金	5	650	645	13,000.0
	繰入金	186	186	△0	100.0
	がん対策基金繰入金	186	186	△0	100.0
	諸収入	211,498	229,302	17,804	108.4
	貸付金元利収入	20,000	20,000	△0	100.0
	受託事業収入	126,259	150,889	24,630	119.5
	雑 入	65,239	58,413	△6,826	89.5

[2] 歳 出

(1) 一般会計

科 目			予算現額	決算額	不用額	執行率
款	項	目	(千円)	(千円)	(千円)	(%)
衛 生 費						
3 年 度			10,291,597	9,224,730	866,767	89.6
4 年 度			11,063,746	9,505,484	1,558,262	85.9
5 年 度			10,384,687	8,360,774	2,023,913	80.5
6 年 度			5,121,418	4,556,249	565,169	89.0
7 年 度			10,997,643	3,996,861	7,000,782	36.3
	衛生費		10,997,643	3,996,861	7,000,782	36.3
	地 域 保 健 費		8,088,271	1,531,951	6,556,320	18.9
	生 活 衛 生 費		68,678	49,778	18,900	72.5
	保 健 予 防 費		1,742,024	1,439,498	302,526	82.6
	健 康 推 進 費		997,835	883,815	114,020	88.6
	長崎健康相談所費		100,835	91,819	9,016	91.1

(注1) 千円未満を四捨五入しているため、総数と一致しない場合がある。

(注2) 職員関係経費は含まない

(2) 介護保険事業会計

科 目			予算現額	決算額	不用額	執行率
款	項	目	(千円)	(千円)	(千円)	(%)
地域支援事業費						
3 年 度			28,513	26,128	2,385	91.6
4 年 度			28,359	26,733	1,626	94.3
5 年 度			28,398	27,705	693	97.6
6 年 度			28,291	27,563	728	97.4
7 年 度			29,114	28,385	729	97.5
	包括的支援事業・任意事業費		29,114	28,385	729	97.5
	在宅医療・介護連携推進事業費		29,114	28,385	729	97.5

(注1) 千円未満を四捨五入しているため、総数と一致しない場合がある。

(注2) 職員関係経費は含まない